

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB（労働保険事務組合）に労働保険事務の処理を委託し、昭和〇年〇月〇日に労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として〇〇労働基準局長から承認を受けていた者である。

被災者は、C所在の個人事業主として、建築関係の事業を営んでいた。

被災者は、石綿粉じん作業に従事したことにより、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、続発性気管支炎併発」の決定を受け、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、同年〇月〇日を症状確認日として、監督署長はこれを支給する決定を行った。

被災者は、D診療所ほか複数の医療機関にて療養を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、右大腿骨転子部骨折により入院していたE病院において死亡した。

死亡診断書には、直接死因「嚥下性肺炎」、直接死因の原因「摂食障害」、傷病経過に影響を及ぼした傷病名「脳梗塞」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「骨折入院中に食物等の誤嚥により肺炎を繰り返し、肺炎の増悪により永眠された。本例のように基礎疾患にじん肺及び続発性気管支炎を有する者においては、誤嚥に伴う肺炎を発症した場合、重症化するリスクも高いものと考えられ、その経過に多大な悪影響を与えた可能性は否定できない。」と述べていることから、請求人らは、同医師の意見を根拠に、被災者の死亡に業務起因性が認められる旨主張している。

(2) しかし、死亡診断書には、直接死因「嚥下性肺炎」、直接死因の原因「摂食障害」、傷病経過に影響を及ぼした傷病名「脳梗塞」と記載されており、また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者は平成〇年〇月に脳梗塞となり、言語障害を伴う左片麻痺であったことから、嚥下機能の低下もある程度伴っていたと考えられる。脳梗塞に起因する嚥下障害のために発症する誤嚥性肺炎とじん肺(合併症)の関連性は認められない。」と述べている。

(3) 当審査会において、改めて本件における一切の記録を精査したところ、被災

者のじん肺及び続発性気管支炎の状態は、決定書理由に説示するとおりであり、じん肺管理区分決定時に比べ全体的に肺機能は低下しているものの、著しい肺機能障害は認められない。さらに、被災者が死亡に至った経過について詳細に検討すると、上記F医師の意見は、あくまでも被災者のじん肺及び続発性気管支炎が嚔下性肺炎の治療経過に影響を与えた可能性を指摘したにすぎないとみることが相当である。当審査会としては、上記G医師の意見が妥当であり、決定書理由に説示するとおり、被災者の嚔下性肺炎がじん肺及び続発性気管支炎によって発症したとする明らかな医学的根拠を認めることはできないものと判断する。

(4) 以上のことから、被災者の死亡とじん肺及び続発性気管支炎との間には、相当因果関係を認めることはできず、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人らの主張について改めて子細に検討したが、上記結論を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。